

FATF審査を踏まえた マネロン対策システム高度化の在り方

「共同システム」では金融機関をまたいだ 疑わしい取引の検知を

今年8月に公表された金融活動作業部会（FATF）の第4次対日相互審査報告書においては、金融機関の取引モニタリング／フィルタリングシステム等の誤検知が多く有効性が低いことや、設定が不適切であることが指摘された。システムに関しては今後、当局主導で「共同システム」の計画も推進される見込みであり、また、多くの金融機関ではすでに導入済みのシステムがある。本稿では、審査結果を踏まえつつ、システムを有効に活用し、マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与対策（AML／CFT）を高度化するための方策を考えたい。

「最悪の結果」は回避した FATF審査

今年8月、FATFの第4次対日相互審査の報告書が公表された。審査では、調査対象国は「通常フォローアップ国」「重点フォローアップ国」「観察対

象国」に区別され、日本は重点フォローアップ国となった。

審査結果の内容を確認すると、「最悪の結果」は回避されたといえる。大規模銀行を含む一定の金融機関は適切にマネロン・テロ資金供与リスクを理解していること、金融庁の「マネロン

・テロ資金供与対策に関するガイドライン」が強制力を有し、金融機関による取り組みのための重要なステップとなったこと

など、金融機関や金融当局の取り組みが一定程度評価されている部分も見られる。

政府は、審査結果の公表と同

デロイトトーマツグループ
パートナー

白井真人



マネージングディレクター

今野雅司



〔図表〕FATF 審査結果におけるシステム関連の指摘

- 継続的顧客管理が「顧客情報更新」と「リスト照合」に限定。（「予測される顧客の取引パターンからの逸脱」は検知せず）[366]
- 低減措置は、制裁者・反社リストとの照合に限定（さらに、照合を国際的な送金のみ限定している場合も）[368]
- 大量のアラートが発生しており（誤検知の平均比率が最大99%）、ITツールの有効性が不十分 [368]
- 検知の指標が基本的なトリガー基準および閾値に関連しており、不適切に設定（取引のパターンやマネロン・テロ資金供与の手法の検知シナリオも含むべき）[368]
- 小規模金融機関の11%は、手作業によるモニタリングに依存しておりITツールをまったく導入していない [369]

（注） 番号はFATF 審査結果報告書のパラグラフ番号
（出所） FATF 審査結果をもとに筆者作成。

低精度な警告システムとルールベース偏重が課題

FATF 審査で指摘された具体的な課題としては、「実質的支配者の確認」「継続的顧客管理」など、事前に想定されていた

時に「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画」を公表した。金融機関には、行動計画に基づく法令・ガイドライン改正の動向に留意しながら、着実な対応が求められる。

た事項が多かった。その一部は金融庁による今年2月のガイドライン改正に盛り込まれており、審査結果への対応はすでに始まっているともいえる。

他方で注目されるのは、審査結果で優先して取り組むべき事項として挙げられた「取引モニタリング」である。この点、審査結果ではシステムの導入およびその運用の状況に関する課題を複数の箇所で見られる（図表）。

「シナリオ・閾値見直しサイクルの欠如」への問題意識が見取れる。「誤検知の平均比率が最大99%に上っている」との指摘は、やや極端な例にも思えるが、多くの金融機関が大量のアラートに苦慮しているのは事実である。シナリオ・閾値の検証や見直しが、適切に実施されていないことが原因と考えられる。ここ数年の間に、マネロン・テロ資金供与対策を強化するために、多くの金融機関が新たな取引モニタリングシステムを導入したが、システム導入時に決定した検知のロジック（シナリオ）は、実際に運用してみると、

期待したように機能しないことも少なくない。また、ある時点では有効だったシナリオ・閾値が、犯罪の手法が変化し有効でなくなることも考えられる。

その状態のまま運用し続けられ、誤検知アラートの調査に金融機関のリソースが浪費され続けるほか、精度の低い「疑わしい取引」が提出され続けることにつながる。これらを避けるためには、定期的なロジックの見直しを適切なデータ分析に基づいて実施すべきである（注1）。

また、「ルールベースへの偏重」も課題である。報告書においては「単に、基本的なトリガー基準（シナリオ）および閾値に関連している」との指摘も見られる。現状、多くの金融機関の取引モニタリングシステムにおいては、例えば「ある口座について、一定期間にX回以上かつ合計Y円以上の送金取引が行われたら、異常取引として検知する」といった条件式が複数設定されている。それらは「疑わしい取引の参考事例」などを参考にした比較的単純な条件式が中心である。この点についてF

A TFは、「取引のパターン」（原文ではBehavior // 行動・ふるまい、と表現）や「マネロン・テロ資金供与の手法の検知シナリオ」をより重視すべきであると指摘している。

モデル活用によるシステムの高度化

検知を強化するために、常に最新の疑わしい取引の兆候（Red Flag）を研究し、シナリオを定期的に見直すことも確かに重要である。一方、より顧客の行動・ふるまいに着目した検知の方法としては、「プロファイリング」系のシナリオを活用して検知ロジックを高度化する方法が考えられる。

具体的には、金融機関が認識する顧客ごとの過去の取引傾向と直近のふるまいとの乖離を検知する「ヒストリカルプロファイリング」が挙げられる。また、顧客をその属性（例えば年齢や職業）等により、類似したふるまいをすることが予想されるグループ（ピア）に区分し、その上でピアごとに予想される平均的な取引内容からの当該顧客の

ふるまいの乖離を検知する「ピアプロファイリング」なども考えられる。

これらのシナリオは、一般的な取引モニタリングシステムのパッケージソフトウェアに標準的な機能として用意されていることも多いが、多くの金融機関では有効活用できていない。特にピアプロファイリングについては、同じようなふるまいをすると考えられるグループの定義を十分なデータ分析を踏まえて決定する必要があり、活用は容易ではないが、とりわけ顧客数の多い金融機関においては有効な手法となり得る。

さらに、AIや機械学習の応用による検知の高度化も想定される。例えば取引モニタリングにおいては、金融機関のすべての取引データの中から機械学習モデルが「疑わしい取引」を見つけ出すことや、発生したアラートの中から特にリスクの高いものを判別することでリスクベイスの調査に役立てるといったことが可能である（このような方法は、取引フィルタリングにも同様に適用可能である）。

こうしたモデルを利用する場合には、ソフトウェア任せでブラックボックス化させるのではなく、金融機関自らがその適切性を検証し、必要に応じて監督当局等に対して説明しなくてはならない。それに対応できる人材の育成も含め課題は多いが、近年、海外の金融機関において急速に取り組みが進んでいる分野であり、国内でも今後の発展が期待される。

取引モニタリングに近い継続的顧客管理の考え方

「継続的顧客管理」について、審査結果では「収集された顧客情報の更新およびリスト照合に限定されている」と指摘されている。この点は、わが国における継続的顧客管理への理解が、やや「顧客の情報更新」に偏重していたことを指摘したものと考えられる。

現状でも金融機関は、レターの送付等を通じて当該顧客に関する情報（取引時に確認した届け出事項等）の更新に取り組んでいる。しかし、FATFはこうした措置を実施してもなお

「金融機関が、顧客の特性と業務内容を結び付け、予測される顧客の取引パターンからの逸脱の可能性を検知できるようにはならない」と指摘する。

これは、例えば継続的顧客管理等を通じて取得した顧客情報をもとに認識した当該顧客の顧客プロファイル（例えば「20代学生」など）を踏まえ、当該顧客の実際のふるまいが、金融機関が想定する「通常の」取引ぶりから乖離していないかの確認を指していると考えられる（注2）。こうした対応は、むしろ取引モニタリングの考え方に近いようにも思われ、FATF審査団が期待している継続的顧客管理の範囲はかなり広いことがうかがえる。具体的な対応としては、継続的顧客管理におけるリスクに応じた定期的な確認プロセスの中に、前述のような「乖離の確認手続き」を取り込むことや、取引モニタリングシステムにおけるプロファイリング系のシナリオを活用することが想定される。より広い視野に立つて継続的顧客管理を検討・整備する必要があるだろう。

「共同システム」の役割を意義あるものに

前出の行動計画においては、2024年春を期限として「取引時確認、顧客管理の強化および平準化の観点から、取引スクリーニング、取引モニタリングの共同システムの実用化を図る」との計画が示された。報道によれば、新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の予算を活用して今年3月まで行われた実証実験を踏まえたもので、今後、金融庁の作業部会でシステムを運用するための共同機関に必要な制度が検討される見通しである。

共同システムの主要な機能が「取引スクリーニング（フィルタリング）」と「取引モニタリング」だとする場合には、どのような金融機関を主要なユーザーとして想定したシステムになるのが注目される。FATF審査結果においては「小規模金融機関の11%は手作業によるモニタリングに依存しており、ITツールをまったく導入していない」との指摘がなされ、共同

化システムは「小規模の銀行によるAML/CFITに係る義務の履行を改善するために役立つツールとなり得る」との見解が示されている。

逆に言えば、すでに大多数の金融機関においては何らかのかたちで取引モニタリング/フィリタリングシステムが導入されており、共同化を推進するだけでは効果は見込めない。すでにシステムを保有している金融機関にとっては、二重投資につながる恐れもある。

他方、従前の取引モニタリング/フィリタリングは個別の金融機関の中で閉じた取り組みとなっていた。そこで、システム共同化を通じ、金融機関をまたいだ疑わしい取引を検知する方向を目指すならば、日本全体の取り組みの高度化に資する。

例えば、FATFが今年7月に公表した「データプリーニング、共同分析とデータ保護にかかるストックテイク」(注3)では、オランダの五つの銀行が参加する「TMNL」を取り上げている。この取り組みは、5行が持ち寄って統合された取引データ

に対して集合的な取引モニタリングを実施することで、個々の銀行だけでは特定できない異常な取引パターンを特定することにより、マネロン取引の検出を改善することを目標としている(ただし、疑わしい取引の届け出要否の判断および届け出は、各行がそれぞれ実施)。多くの金融機関の参加を目指すのであれば、このような事例も踏まえながら、社会的にも個別金融機関にも意義のあるスキームとなるよう検討が進むことが期待される。

金融機関による自助努力と連携・サポートが必要

共同システムや、そこに実装される予定のAIは、FATFが指摘するシステムに関する課題のうちごく一部の解決策にしかならない。個々の金融機関におけるシステムの有効活用は、今後も重要なテーマであり、課題解決に向けて各金融機関の自助努力が必要である。

金融機関は当面のゴールとして、24年3月の完了期限を目指して態勢整備を進めることにな

る。マネロン・テロ資金供与規制の厳格化のきっかけとなった9・11テロから20年たった現在でも、世界中の金融機関において高度化の取り組みは続いている。態勢整備に「完了」はなく、継続的な取り組みが重要である。経営陣がこの問題の重要性を認識し、適切なリソースの投入を行うことは、その大前提である。ただ、特に中小・地域金融機関においてはリソース不足が深刻であり、取り組みの障害になる。不足するリソースをカバーするために、シナリオ・閾値の見直しに関するノウハウや方針・手続き等のひな型を共有するなどの業界単位での「助け合い」の仕組みの整備や、監督当局による実務に即したガイダンスの提供なども期待される。

(本稿において意見にわたる部分は筆者の個人的見解であり、所属するまたは過去に所属した組織の見解を示すものではない)

(注)1 シナリオ・閾値見直しの詳細については、本誌2020年11月23日号掲載「アナリティ

クス」の活用でマネロン対策の高度化を」参照。

2 この観点は、犯取法施行規則26条3号に定める疑わしい取引の判断基準に近いが、金融機関の実務において十分に考慮されているとは言い難い。

3 NEDOにおける実証実験についても、AIを活用した検知の高度化の例として取り上げられている(15ページ、ボックス4・2)。

しらい まひと

大手銀行、監査法人等を経て18年から現職。著書に『マネー・ローンダリング 反社会的勢力対策ガイドブック』(第一法規、18年。共著)など。公認不正検査士(CFE)、公認AMLSベシヤリスト(CAMS)。

こんの まさし

準あすか法律事務所、預金保険機構を経て、16年7月金融庁入庁(検査局総務課)。地域金融機関等モニタリングチーム、マネーロンダリングモニタリングチーム等に所属。18年7月トーマツ入社。弁護士・ニューヨーク州弁護士、公認会計士、CFE、CAMS。